

## 業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

石川県 IT 関連企業マッチング業務

### 2. 目的

石川県では、地域経済の活性化を図るとともに、若者の県外流出を防ぎ、県民がそれぞれの地域で活躍できる場を創出するため、多様で魅力ある企業の誘致に取り組んでいる。特に若者に人気があり、今後の県内産業の発展に欠かせない IT 関連企業(注1)等の誘致活動をよりいっそう推進していくことが重要である。

本業務では、地方進出を検討又は関心がある IT 関連企業等と石川県のマッチングを実施し、本県への企業誘致を促進することを目的とする。

### 3. 委託事業内容

#### (1)企業リストの作成

石川県が IT 関連企業等の誘致に取り組むための対象企業のリストを作成すること。作成にあたり、本県への進出可能性が高い上位 100 社を抽出すること。抽出方法等は企画提案において示すこととし、進出可能性の高い上位 100 社の判断基準については、本件担当者の主観のような定性的な根拠だけではなく、定量的な根拠を提示すること。

企業リストは、以下の要件を満たす企業で構成すること。富山県、石川県、福井県に本社を有する企業はリストには含めない。また、主要都府県(注2)に本社を有する企業を 9 割以上とする。

#### ①IT 関連企業

- ア 会社設立 5 年以上
- イ 従業員数 21 人以上

#### ②コンテンツ関連企業 (注3)

- ア 会社設立 2 年以上
- イ 従業員数 5 人以上

#### ③大企業の IT・コンテンツ関連部門

- ア 従業員数 2,001 人以上
- イ 担当部署名まで把握できるもの

※上記が確認できる情報及び今後、リストを参考に石川県が誘致活動を実施していくために、有益な情報を記載すること。記載する情報は企画提案において示すこと。

※リストは、編集可能なデータ (xlsx など) で提出すること。

※すでに石川県がアプローチしている企業との重複を避けるために、リストに抽出する企業 100 社について石川県職員の上承を得ること。

※昨年度、県で作成した企業リストを活用することも可能とする。

(参考) 昨年度作成リスト掲載企業数 3,153 社 (うち①2,480 社②673 社)

## (2)石川県への進出可能性の高い企業とのマッチング

(1)の企業リストのうち、石川県への進出可能性の高い企業10社以上に対して、地方進出の候補地として石川県を詳しく認知してもらうため、当該企業と石川県職員が直接面談できる機会を設けること。

企業の選定方法等は企画提案において示すこととし、面談を行う企業には③の企業を少なくとも1社は含めること。

## 4. 効果的な業務に向けた実施体制の構築

本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担うため総括責任者1名を配置する。総括責任者は、契約締結後、速やかに対面で初回打合せを行うものとする。初回打合せ以降についても契約期間中は、石川県と随時打合せ及び進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図る(ただし、初回打合せ以降は、必ずしも対面で実施する必要はない)。

また、打合せ後は、速やかに協議した内容をまとめて報告すること。

(総括責任者の役割)

- ・業務全体の企画・計画策定
- ・業務の進捗管理
- ・石川県が実施する関連事業との連携などに関するアドバイス

## 5. 成果物及び提出時期

成果物名	内容
業務実施計画書	当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載したものを、初回打合せ以降、速やかに提出すること。
企業リスト	石川県への進出可能性が高い100社の企業情報を記載。
面談者リスト	面談を行う企業の情報や、窓口となる担当者の連絡先等を記載。
業務完了報告書	当該委託業務の実施内容等(今後の展開についての改善提案を含む)を記載し、令和7年3月21日(金)までに提出すること。 ※当該委託業務の中で動画や画像等の製作物がある場合は、編集可能なデータで提出すること。

## 6. 留意事項

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、石川県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、石川県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

## 7. その他

- (1) 受託者が本業務において制作した成果物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む)は、石川県に帰属するものとし、制作者は石川県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。
- (2) 石川県及び石川県が指定する者が保有するホームページで公開する場合に限り、無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 成果物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこと。石川県の利用についても同様とする。
- (4) 本業務の全部又は一部を再委託することは、原則として認めない。ただし、業務の一部を再委託することについては、石川県と受託者の協議により石川県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、あらかじめ石川県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、石川県個人情報保護条例を遵守すること。
- (6) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また本業務の履行にあたって、知り得た情報を漏らしてはならない。これらはこの契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。
- (7) 本業務の実施にあたっては石川県と十分に協議し、石川県の了承を得て行うこととし、疑義が生じた場合は、石川県と受託者が協議して定めるものとする。

注1：本委託業務内の「IT 関連企業」は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定・平成 26 年 4 月 1 日施行）における小分類コードのうち、以下のいずれかの事業を営む企業とする。

小分類コード	項目名
391	ソフトウェア業
392	情報処理・提供サービス業
401	インターネット附随サービス業
411	映像情報制作・配給業
726	デザイン業
743	機械設計業

注2：本委託業務で対象とする「主要都府県」の定義は以下のとおりとする。

主要都府県：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、京都府、大阪府、兵庫県

注3：本委託業務内の「コンテンツ関連企業」は、コンテンツ産業（映像（映画、アニメ）、音楽、ゲーム、書籍等の企画・制作・流通を担う産業）に関連する企業とする。